

第 55 回 葛飾区子ども・子育て会議 会議録

I 日時：令和 8 年 6 月 30 日（火） 午後 1 時～

II 場所：葛飾区役所本庁舎 7 階 701・702 会議室

III 出席者

1 【出席委員 21 人】

二宮副会長、伊藤委員、浅井委員、石川委員、市村委員、稲吉委員、小野田委員、黒沢委員、小林委員、佐藤委員、鈴木委員、田中委員、塚田（剛）委員、坪井委員、中山委員、三尾委員、山崎委員、菊池委員、塚田（怜）委員、三好委員、渡邊委員

2 【欠席委員 4 人】

石井会長、江良委員、遠藤委員、町田委員

3 【事務局】

子育て支援部長、児童相談部長、子育て政策課長兼子ども・若者担当課長、子育て応援課長、子育て施設支援課長、保育課長、児童相談課長、相談援助担当課長、子ども家庭支援課長、青戸保健センター所長、教育指導課長、総合教育センター教育支援課長、他担当職員

4 【傍聴人】

1 人

IV 次第

1 開会

2 区職員紹介

3 議事

- （1）令和 8 年度葛飾区の現況について 【資料 1】
- （2）保育提供体制の確保のための実施計画及び整備計画について 【資料 2】
- （3）乳児等通園支援事業の利用定員の設定について 【資料 3】

4 閉会

V 配付資料

葛飾区子ども・子育て会議（第 55 回）次第

資料 1 令和 8 年度葛飾区の現況について

資料 2 保育提供体制の確保のための実施計画及び整備計画について

資料 3 乳児等通園支援事業の利用定員の設定について

参考資料 令和 8 年度葛飾区子ども・子育て会議 区職員名簿

VI 会議要旨

1 開会

副会長

- 区のHP掲載等の為、職員が記録撮影する旨伝達。

事務局

- 出欠状況について報告。定足数に達しているため、会議が成立している旨伝達。
- 傍聴人がいるため、注意事項を伝達。
- WEB会議システムでの出席者がいるため、注意事項を伝達。
- 第55回会議資料の確認。

2 議事

(1) 令和8年度葛飾区の現況について

副会長

- それでは、これより議事に入ります。
- 議事(1) 令和8年度葛飾区の現況について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(資料1 令和8年度葛飾区の現況についての説明)

副会長

- ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見等はございますか。

委員

- この待機児童のデータがあるのですが、認可外保育施設というものは、こちらに入っているのでしょうか。

子育て施設支援課長

- 基本的に、認可外保育施設については、保育施設の位置付けとして、葛飾区が認可していない民間の施設ということになります。認証保育所も厳密には認可外ではありますが、東京都が実施している制度でございます。
- 待機児童の定義としては、認可保育所等に申込みをしたけれども入所できず、かつどこにも通う場所がない方が待機児童となりますので、他の空いている施設に通っている場合などは、国の定義上、待機児童にはなりません。

委員

- 無認可の施設というのは、行政的な位置づけになるのでしょうか。

子育て施設支援課長

- 認可外施設の位置づけとしては、葛飾区が認可していない保育施設になります。

委員

- 認可外保育施設に通っているお子さんの数は、この待機児童の中には入っていないということですね。

子育て施設支援課長

- 待機児童数はゼロですので、入っていないということになります。
- 資料の「保育施設数」の中にも、認可外保育施設という種別は載っておりません。

委員

- 認可外保育施設に通っている保護者の方から相談を受けたことがあり、監督官庁がどこなのか確認したいと思いました。

子育て施設支援課長

- 認可外保育施設の指導監督は葛飾区で行っております。ご相談がある場合は、葛飾区にお寄せいただければと思います。具体的には、子育て施設支援課になります。

委員

- 今のお話とつながるかもしれませんが、私立幼稚園もこの表には入っていません。幼稚園は教育施設ですから載っていないのかなと解釈していますが、私立幼稚園でも預かり保育を実施しており、保育を必要とするお子さんが幼稚園の預かり保育を利用しながら、保護者の方が働いているケースも多くあります。
- 夏休みや春休みなどの長期休業中も預かり保育を行っていますので、待機児童の解消には少なからず寄与していると思います。制度上、資料に見えにくい部分ではありますが、その点も共有させていただきます。

副会長

- 補足してくださりありがとうございます。保育の場というのは制度上いろいろな位置付けがあり、なかなか見えにくいところがあります。
- こちらの資料に載っているのは、いわゆる認可保育園などが中心で、東京都の認証保育所なども含まれていますが、相談などがある場合は区の方をお願いするということだと思います。ご質問ありがとうございます。
- ほかに質問などございますか。

委員

- 生活支援施設ですが、学童保育クラブの方で質問させてください。
- かつしかプラスは、令和6年度が4校、令和7年度が8校、令和8年度が8校実施ということですが、固定的に実施していくものなのでしょうか。あるいは、待機児童が多い地域に設置して、いなくなれば閉所するような形なのでしょうか。
- 事業所側としては職員配置の問題もあると思いますので、かつしかプラスの仕組みについて説明をお願いします。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

- 本日は所管している放課後支援課長が不在のため、私が代理で回答させていただきます。
- かつしかプラスは、基本的には、学童保育クラブに申し込んだものの待機となってしまった方を受け入れる制度として実施しているものです。学童保育クラブのような保育という観点とは少し異なり、子どもたちが安全・安心に過ごせるよう見守りを中心に行うもので、現在、原則無料で試行実施しております。
- 実施箇所については、待機児童が多く発生している学校を中心に実施しており、待機児が発生していないところでは実施の必要性がなくなる場合もあります。そのため、年度によって実施箇所が変わっている状況です。

委員

- 待機児童のために行っていただいている事業としてはありがたいと思っています。しかしながら、事業所側としては職員を配置し、翌年度は実施しない場合、その職員をどうするのかということもあり、大変だと思いましたので質問しました。

副会長

- ありがとうございます。他にございますか。

委員

- かつしかプラスについては、待機児童対策として一定の役割を果たしている一方で、実施事業者において事務負担や運営上の課題が生じています。かつしかプラスが無償であるため、不承認通知書目当ての申し込みが増加し、事業者の事務負担が問題になっています。
- かつしかプラスの運営主体は学童保育クラブ運営法人のほか、NPO法人や株式会社など様々であり、事業者間の連携や運営方法に違いが生じています。保護者には、特に小学校3・4年生頃まで放課後の見守りを求めるニーズがあり、近年は仕事と家庭の両立支援の必要性も高まっています。
- 地域によって利用できるサービス内容に差があり、待機児童の多い地域では、かつしかプラスを利用できる一方、待機児童の少ない地域では有料の学童保育クラブを利用する必要があるなど、サービス格差が生じています。
- こうした地域間のサービスの差について、区としてどのように考えているのか検討していただきたいと考えています。
- 事業者側の現状について共有させていただきました。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

- かつしかプラスについては、現在試行的に実施しており、無償で運営していることについては区としても課題の一つであると認識しています。
- 一方で、待機児童が多い地域において、就労する保護者を支援し、一人でも多くの児童を受け入れるための取組として実施しています。
- 今後も事業者等と意見交換を行いながら事業のあり方について検討していきます。
- 本日欠席しております放課後支援課長とも情報共有を図りながら、今後も事業者等と意見交換を行いながら事業のあり方について検討していきます。

副会長

- 情報共有を含め、ご説明ありがとうございました。

委員

- 学童保育事業については、かつしかプラスに限らず、事業の位置付けや将来的な方向性が事業者から見えにくい状況があります。
- また、学童保育事業について中長期的な見通しが示されておらず、事業者として運営計画を立てにくい状況があります。放課後支援課長はこの会議の欠席が続いており、学童に対して区の姿勢はどうかと考えます。
- 学童保育クラブの入会については低学年児童を優先する運用となっているため、高学年児童や支援を必要とする児童への対応について課題があると感じています。
- 申請手続きの変更に伴い、保護者や事業者の間で混乱も生じていることから、制度や運用について区から丁寧な説明と情報共有をお願いしたいと考えています。
- 学童保育事業については、放課後支援課だけでなく区全体で課題を共有しながら取り組んでいただきたいと思います。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

- 放課後支援課長が続けて欠席していることにつきまして、お詫び申し上げます。
- 放課後支援課においても本会議を軽視しているわけではなく、本日いただいたご意見については、しっかりと共有し、申請手続きの見直し等につきましても、関係者の皆様と情報交換を行いながら今後の対応を検討していきます。

副会長

- 課題を共有していただき、ありがとうございました。

委員

- 学童保育クラブを利用する保護者の立場から意見を申し上げます。
- 学童保育クラブ、わくわくチャレンジ広場、かつしかプラスなどについては、運営主体や利用条件、利用時間、活動内容などに違いがあり、利用者にとって分かりにくい状況があります。
- 子どもの立場から見ても利用できる設備や活動内容に差があり、放課後の過ごし方に影響が生じています。
- 公立・私立の学童保育クラブやわくわくチャレンジ広場などで利用時間や運営方法が異なるため、保護者として戸惑う場面があります。
- 放課後の居場所については、学童保育クラブの利用対象とならない児童も含め、すべての子どもが安心して過ごせる環境づくりという視点で検討していただきたいと思っています。
- 学校によってサービス内容や利用条件が異なることから、地域による差をできるだけ解消し、区として統一的な考え方のもとで放課後施策を進めていただきたいと考えています。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

- 本区では、わくわくチャレンジ広場、公立学童保育クラブ、私立学童保育クラブ、かつしかプラスなど、多様な放課後事業を実施しています。
- 一方で、サービス内容や運営主体の違いにより、利用者に分かりにくさや混乱が生じていることについては課題として認識しています。
- 区としては、できる限り多くの家庭に放課後の居場所を提供できるよう取組を進めています。
- 今後も利用者にとって望ましいサービスのあり方や提供体制について、放課後支援課と連携しながら検討を進めていきます。
- 区としては、学校内で安全・安心に過ごせる放課後の居場所を確保することが重要であると考えており、今後も利用者にとって望ましいサービスのあり方や提供体制について、放課後支援課と連携しながら検討を進めていきます。

副会長

- 保護者及び子どもの視点からのご意見をありがとうございました。
- 様々な立場からのご意見をいただき、ありがとうございました。
- それでは、次の議題に移ります。

(2) 保育提供体制の確保のための実施計画及び整備計画について

副会長

- 議事（2）保育提供体制の確保のための実施計画及び整備計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(資料2 保育提供体制の確保のための実施計画及び整備計画についての説明)

副会長

- 実施計画そして整備計画について、これまでも行われてきたことですが、これにつきまして何か質問等ございますか。

委員

- 今回の整備計画が国の制度に基づくもので、対象要件があるということは承知しておりますが、同じ子どもとして、安全に教育を受ける環境という観点から、区として、私立幼稚園等に対して大規模修繕や防犯対策について独自に補助を出すような計画や考えがあるのか、教えていただきたいと思います。

子育て施設支援課長

- 今回の件は、おっしゃるとおり国の制度に基づくもので、こちらにお示ししている施設が対象となります。
- 幼稚園等については、所管する部署や制度の整理が必要な部分もありますので、その辺りは整理させていただきながら、相談させていただければと思います。

委員

- ありがとうございます。

副会長

- ほかにいかがでしょうか。

委員

- 安全という観点では、防犯カメラなど設備面も重要ですが、実際に子どもを見ている「人」に対する予算や支援も考えていく必要があると思います。
- どこの職場でも人材確保が難しくなっており、人を雇うためにはお金もかかります。子どもたちは、人との関わりの中でいろいろな経験をして育っていくものですので、その点についてどのような考えを持っているか伺いたいです。

子育て施設支援課長

- おっしゃるとおり、保育を行う上で「人」が一番大切なところだと考えております。基本的な配置基準はありますが、それだけでは足りない場面もあり、障害のあるお子さんをお預かりする場合などには、職員を配置するための補助を行っております。
- また、通常の保育の中でも、国の基準では足りない部分について加算して補助を行っているところもございます。保育現場の皆様のご意見も伺いながら、どのような支援が必要なのか、引き続き協議し、支援していきたいと考えております。

副会長

- 保育DXについて、国の方でもいろいろ出ているところですが、DXを進めようとすると、ハード面、システム面などで費用がかかります。そのあたりについて教えてください。

子育て施設支援課長

- DX、いわゆるICTを活用する取組については、国でも力を入れております。

- ICTを導入する際のパソコンやシステム等については、国の補助制度もあり、区としてもそうした制度を活用しながら支援しているところです。
- 一方で、導入後のシステム更新や運用に係る費用については、現在国の補助制度では対象とならない部分もありますが、こちらは今年度より区独自で補助を実施しております。

委員

- 一時保育の無償化開始以降、一時保育の利用ニーズが高まり、現在も電話による予約や問い合わせが非常に多い状況が続いています。
- 一方で、保育士不足により定員を減らしたり、一時保育事業を縮小又は休止したりする施設もあり、受入体制の確保が課題となっています。
- 一時保育に関する問い合わせ対応については、保育士だけでなく看護師や栄養士も対応に当たるなど、現場の負担が大きくなっています。
- 利用者の利便性向上のため、法人独自で予約対応のシステム化を進めている事例もありますが、各施設が個別に対応している状況です。
- 保護者支援の充実は重要ですが、制度の実施に伴い、現場の事務負担や人員負担も増加しているため、保育現場で働く職員への配慮や支援についても検討していただきたいと思います。

副会長

- それでは、次の議題に移りたいと思います。

(3) 乳児等通園支援事業の利用定員の設定について

副会長

- 議事(3) 乳児等通園支援事業の利用定員の設定について、事務局より説明をお願いします。

子育て施設支援課 施設支援係長

(資料3 乳児等通園支援事業の利用定員の設定についての説明)

副会長

- ただいまの説明について、ご質問、ご意見等はございますか。

委員

- こども誰でも通園制度については、非常に難しい制度だと感じています。
- 定員がいっぱいのところでさらに枠を設けるということには、国の制度設計上の問題もあると思います。
- 事業者の立場からすると、非常に危ういと心配しています。施設や人員に余裕がなければできない話ですし、現場の余裕を見ずに制度だけが降りてくると、絵に描いた餅になってしまいます。
- どういう余裕があれば受け入れられるのか、しっかり明示していく必要があると思います。

子育て施設支援課 施設支援係長

- 家庭的保育事業所につきましては、大規模な施設ではありませんので、通常の保育を行う中で余裕がある場合に実施するものと考えております。
- こちらから強制的に実施を求めるものではなく、事業者の皆様に無理のない範囲で考

えていただいた上で進めるものです。

- 一方で、幼稚園等については、在籍児童数の状況によって実施できる可能性もありますので、引き続き制度の運用について検討していきたいと考えております。

副会長

- ありがとうございます。ほかに、ご意見等はございますか。

3 その他

(1) 荒天時等における学校・学童保育クラブの対応について

委員

- 子どもの安全についてお聞きしたいと思います。台風接近時の小中学校の登校判断についてです。当日の朝、保護者としては、登校なのか休校なのか判断がしづらい状況でした。学校のホームページを見ようとしてもサーバーがダウンして見られず、保護者連絡システムもつながらない状況がありました。教育委員会のホームページにも情報がなく、災害情報のページにも小中学校の情報がありませんでした。学校によって、欠席扱いにしない学校、遅刻扱いにする学校など対応が異なり、現場の校長先生方も大変苦勞されていたと思います。子どもの安全のためにも、判断基準や情報発信の方法を統一するなど、対応を考えていただきたいと思います。

教育指導課長

- 台風接近時の学校運営につきましては、毎年度、保護者の皆様に判断基準を周知しております。具体的には、午前6時の時点で警戒レベル3相当の情報が発表された場合は臨時休業とし、それ以外の場合は通常どおり学校運営を行うこととしております。
- 当日は午前6時の時点で基準に該当する情報が発表されていなかったため、通常どおり学校運営を行う判断といたしました。
- 他区においては前日対応を行った自治体もありましたが、本区では関係機関と連携をしながら気象状況を確認し、当日に判断することといたしました。
- 今後も、子どもたちの安全・安心を最優先に対応してまいります。

委員

- 当日は登校か休校か判断が難しい状況でありましたが、学校ホームページや保護者連絡システムが利用できず、保護者が必要な情報を得られない状況が生じていました。教育委員会や区のホームページにも学校運営に関する情報が十分に掲載されておらず、保護者として判断に苦慮しました。学校によっては欠席扱いとしない対応を行っていた一方で、学校ごとに対応に差が見られたことから、現場でも混乱が生じていたと感じています。
- 子どもの安全確保の観点からも、情報発信や判断基準の周知方法について、より分かりやすい仕組みを検討していただきたいと思います。
- また、前日までには一定の判断ができれば、給食対応や保護者の就労対応などについても準備しやすくなるため、その点についても検討をお願いしたいと思います。
- 保育園や学童保育クラブを含めた対応のあり方についても、あわせて検討していただきたいと思います。

教育指導課長

- 当日、保護者の皆様に不安やご心配をおかけしたことにつきまして、お詫び申し上げます。

- 学校運営に関する判断基準につきましては事前に周知しており、その基準で、判断できることを想定しておりましたが、十分に伝わっていなかった点については課題であると認識しております。
- ホーム&スクールへのアクセスが集中し、利用しづらい状況が生じたことにつきましても重く受け止めております。今後、関係事業者とも協議しながら改善に努めてまいります。
- いただいたご意見を踏まえ、校長会とも連携しながら対応基準や情報発信のあり方について見直しを図ってまいります。

委員

- よろしく願いいたします。

副会長

- 災害が多い昨今ですので、これからも課題とかご提出いただきありがとうございます。

委員

- 災害時における学校運営等の判断につきましては、非常に難しい課題であると考えています。重要なことは、様々な状況に応じて適切な判断ができる体制を整えることであり、その際には保護者が最終的な判断を行える環境を確保することが必要であると思います。
- また、保護者が安全面を考慮して登校を見合わせる判断をした場合であっても、不利益が生じない仕組みづくりが重要であると考えています。
- 今回、学校のホームページや連絡システムが利用しづらい状況が発生したことについては課題であり、災害時を想定した情報発信体制やシステム環境の強化について検討する必要があると思います。
- 過去の震災や水害への対応においても様々な課題が生じており、その都度、検証と改善を重ねてきました。今回の事例についても教訓として整理し、今後の対応に生かしていただきたいと思います。

副会長

- ありがとうございました。

委員

- 学童保育クラブにおいては、学校からの情報共有が十分に行われない場合があります、事業者が独自に気象情報等を確認しながら対応判断を行っている状況があります。
- 学校が休校となる場合でも学童保育クラブは原則として開所することとなっているため、現場では職員配置や運営判断に苦慮している状況があります。
- 近隣自治体においては、行政が一定の判断基準を示している事例もあることから、本区においても緊急時の対応方針について検討していただきたいと考えています。
- さらに、学校と学童保育クラブとの情報共有に時間差が生じることもあり、緊急時において迅速かつ確実な連携体制を構築していただきたいと思います。

副会長

- 課題の共有をいただき、ありがとうございました。

教育指導課長

- 学校と学童保育クラブとの連絡について、一部の学校で十分な情報共有が行われて

いない事例が確認されています。

- 今後は、学校から学童保育クラブへ、確実に連絡が行われるように運用の見直しを図り、連携強化に努めてまいります。

委員

- 災害時の対応に加え、感染症発生時の対応についてもあわせて検討していただきたいと思います。
- 学級閉鎖や感染症の発生時には、学童保育クラブにおいても対応判断が求められますが、保護者対応や安全確保など様々な課題があります。
- 荒天時の対応についても、保護者の就労や子どもの安全確保など様々な観点を踏まえ、判断する必要があることから、区として一定の考え方や基準を示していただけますとありがたいと思います。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

- 学童保育クラブについては、保護者の就労支援という役割がある一方で、災害時や感染症発生時の対応について整理が必要であると認識しています。
- 学校休校時には学童保育クラブを運営することを基本としていますが、災害時や感染症発生時の対応については、改めて検討していく必要があると考えています。
- また、実際に子どもの命を預かる施設であることから、施設設備や職員体制も含め安全に運営できる環境を確保することが重要であるとと考えています。
- 現場の皆様のご意見も伺いながら緊急時における運営や情報共有のあり方について整理し、今後の対応策を検討してまいります。

(2) 感染症対策及びワクチン接種について

委員

- 感染症への対応については、基本的に類型で決めていく必要があります。
新型コロナウイルス感染症に代表される2類相当の感染症については、慎重な対応が求められる。4類型の麻しん（はしか）のように感染力が強い疾病についても注意が必要です。
- 一方で、手足口病など子どもの間で一般的に見られる感染症については、過度に特別視する必要はなく、発熱等の症状がある間は登園・登校を控え、症状が改善した後には復帰するという基本的な対応が重要です。対応については、国が示している手引きに基づき運用することがよいと考えます。
- 学校においては、学校保健安全法に基づく体制が整備されており、感染力が強く集団感染につながりやすい疾病についても一定の対応が図られています。
- また、新型コロナウイルス感染症の流行以降、手洗いの励行などの衛生対策が学校や家庭に定着しており、こうした基本的な感染予防策を継続することが感染拡大防止に有効です。
- 感染症ごとに個別対応を検討するのではなく、あらかじめ学校で定められている基準やルールに準拠し、それぞれの感染症を当てはめて運用することが合理的である。
- 2類相当の感染症から気を付けてほしいと思います。

副会長

- 専門的な観点からありがとうございました。
- 最後に事務局より連絡事項をよろしく申し上げます。

4 事務局連絡

事務局

次回開催に向けた連絡事項。

副会長

- ありがとうございます。
- ほかにご質問やご意見等はございますか。

委員

- 感染症に関して一点補足させていただきます。
- 麻しんにつきましては、東京都内で一時的に流行が見られましたが、現在は落ち着いてきております。そのため、今後の感染拡大を防止するための対策を進めるには良い時期であると考えております。
- 特に、お子さんへのワクチン接種に加え、保育施設や教育施設などで子どもと接する機会の多い職員の皆様についても、ワクチン接種や抗体の確認を進めていくことが重要であると考えております。
- 麻しんは海外から持ち込まれる事例も多い感染症であり引き続き注意が必要です。また、病気等の事情によりワクチンを接種できないお子さんもいらっしゃることから地域全体で接種率を高めることが重要であると考えております。
- 現在、区内における麻しんワクチンの接種率は十分とは言えない状況であり、更なる向上が必要であると考えております。接種率の向上は、ワクチンを接種できない方々を守ることにもつながります。
- また、子どもに関わる施設職員等のワクチン接種についても、抗体の確認や必要な接種を進める取組について区と協議を行っております。
- ワクチンによって予防可能な感染症については、適切な接種を行うことが子どもたちの安全・安心につながるものと考えております。
- 今後、区が実施する取組等も活用しながら、ワクチン接種や抗体確認へのご協力をお願いしたいと考えております。

5 閉会

副会長

- ありがとうございます。平時だからこそ、こうした地道な対策が大事ということだと思います。それでは、本日はこれもちまして閉会とさせていただきます。長時間にわたりご協力いただき、どうもありがとうございました。